

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年3月まで

私は、夫の退職後、姉に勧められてA市役所B支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料は、郵送されてきた納付書で家賃と一緒に納付していた。5年間は領収書を保存していたが、既に処分してしまい証拠は何も無い。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、そのほとんどの期間は付加保険料も納付しており、納付意識は高かったと推認される。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和52年6月30日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、このころに加入手続を行ったと推察されるところ、申立期間は過年度納付になるが納付可能な期間であり、その後の納付状況を考えると、申立期間のみ納付されなかったとすることは不自然である。

さらに、申立期間中、申立人の夫は友人の会社に勤務していることから、保険料を納付する経済的余裕もあり、そのほかに大きな生活上の変化も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年3月まで

私は、前の会社を退職後、義姉に勧められてA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い保険料の納付もしていた。加入手続や納付はすべて妻が行い、その間、未納であるとの通知は一度も受け取った記憶が無い。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、そのほとんどの期間は付加保険料も納付しており、納付意識は高かったと推認される。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和52年6月30日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、このころに加入手続を行ったと推察されるところ、申立期間は過年度納付になるが納付可能な期間であり、その後の納付状況を考えると、申立期間のみ納付されなかったとすることは不自然である。

さらに、申立期間中、申立人は友人の会社に勤務していることから、保険料を納付する経済的余裕もあり、そのほかに大きな生活上の変化も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月

私は、昭和53年10月にA市からB市に転居し、同市役所で国民年金の任意加入手続を行い、その後漏れなく国民年金保険料を納付してきた。

しかし、社会保険庁の記録では、加入当初の1か月分の保険料が未納となっているが、この1か月分については、加入手続時にその場で納付していることから、未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、1か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和53年10月にA市からB市に転居し、国民年金の任意加入手続を行ったとしており、任意加入しながら、加入当初の申立期間についての国民年金保険料を納付しなかったことは不自然である。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料についてはすべて納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、B市が発行した昭和53年度第3期分（2か月分の保険料額）と第4期分（3か月分の保険料額）の手書きの国民年金保険料納入通知書兼領収書があり、この納入通知書が発行されたということは、これ以前の保険料（申立期間である昭和53年10月）は既に納付されたか、別の納入通知書が発行されたものと推認できる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、国民年金の加入手続時に窓口で現金納付したと主張しているところ、申立期間の翌年である昭和54年7月から55年3月までの計9か月分（昭和54年度第2期から第4期まで）の保険料は、昭和54年12月11日にB市の国民年金担当窓口で納付していることが領収書で確認できることから、同市では、当時、国民年金担当窓口での現金納付が可能であったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業部における資格喪失日に係る記録を平成16年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年4月1日まで

A社B事業部に平成16年3月31日まで勤務し、給与明細書には16年3月の厚生年金保険料が控除されている記載があるが、厚生年金保険の加入記録が抜けているので厚生年金保険期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給与明細書、勤務時間個人記録表及び雇用保険の記録により、申立人が同社B事業部に平成16年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成16年2月の社会保険庁のオンライン記録から、14万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は「平成16年4月1日を資格喪失日として届け出るべきところを申立人の退職日である同年3月31日を資格喪失日として誤って届け出た。」としていることから、事業主が同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年11月1日から15年7月26日まで  
平成14年11月から厚生年金保険の標準報酬月額が34万円から9万8,000円に減額されていることが判明したが、報酬は入社時から変更されていないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A市が発行する平成14年分所得状況から判断すると、申立人は、申立期間において、標準報酬月額34万円に見合う額の報酬の支払を受け、当該標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により報酬から控除されていたと認められる。

しかし、社会保険事務所の記録においては、申立人のB社における申立期間の標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった平成15年7月26日より後の同年8月7日に、14年11月1日に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に引き下げているが、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間においてB社の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、事業主に照会したところ社会保険関係事務を行っていたのは、事業主であり、申立人の担当職務は、設計業務であると回答していることから、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出に関する職務上の権限を有しておらず、当該遡及訂正処理に関与していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から11年10月21日まで  
平成10年7月から厚生年金保険の標準報酬月額が20万円から9万8,000円に減額されていることが判明したが、報酬が下がったことは無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成11年分の所得税の確定申告書(控)から判断すると、申立人は、申立期間において、標準報酬月額20万円に見合う額の報酬の支払を受け、当該標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により報酬から控除されていたと認められる。

しかし、社会保険事務所の記録においては、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった平成11年10月21日より後の同年12月15日に、10年7月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額を9万8,000円に引き下げているが、社会保険事務所において、このような遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間においてA社の取締役であり、かつ、社会保険関係事務は申立人自身が担当していたが、被保険者資格の喪失手続までは行ったものの、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理には関与しておらず、同社の代表者印は代表取締役が管理していたとしている。

さらに、申立人は、被保険者資格の喪失手続を行って以降、A社には一度も行っていないとしている上、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理が行われた平成11年12月15日には、以前から出向していたB社に移籍していたとしている。

加えて、A社の代表取締役とは連絡が取れないことから、詳細を確認することができない。

以上のことから、申立人が当該標準報酬月額の変更訂正手続きに関与していたとは認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、申立期間当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和44年4月1日から46年3月31日までの2年間、B社からA社に出向していたが、社会保険事務所に出向期間における厚生年金保険の加入記録を照会したところ、資格取得日が44年5月1日となっており、同年4月が未加入となっていた。

A社へは2年間の約束で出向し、昭和44年4月1日から勤務したことは事実であるから、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における雇用保険の資格取得日が昭和44年3月21日となっていること、及び4名の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のうち1名は、昭和44年3月31日まではC社で、同年4月1日からはC社が中心となって設立したA社で勤務し、A社の設立準備にも携わっていたと証言しており、他の3名の同僚も同日にC社からA社に移籍しているが、いずれも同年4月は厚生年金保険に未加入となっている。

しかし、A社の商業登記簿において、当該事業所の所在地をC社の所在地へ変更した日付が昭和44年5月1日となっており、実際に稼働を開始

した時期から1か月遅れている上、厚生年金保険の新規適用年月日とも合致することから、A社において厚生年金保険に係る適用の届出が遅れた可能性は否定できない。

また、上記同僚は自身の給与について、「昭和44年4月分の給与の手取り額は、その前後の月の手取り額と変わらなかった。」と証言しており、厚生年金保険に加入している同年5月と同様に、同年4月についても給与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認されることから、当該同僚と同じ事務所で勤務した申立人についても、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和44年5月1日の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和44年5月1日から平成4年6月21日までの期間は適用事業所となっているが、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の同僚からの証言により、申立期間において申立人を含む従業員数は常時5名以上であったことが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年3月まで

私は、平成11年度に、自宅に来たA市役所の男性職員から、学生証のコピーのみ郵送すれば学生納付特例を受けられると説明を受けたため、同市役所に郵送したのに、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の職員から学生納付特例制度について説明を受けたことを詳細に記憶しており、申立人の母親も、同市役所の職員が自宅に来たことや、職員の説明内容についての記憶が明確である。

しかしながら、申立人から提出された卒業証明書によると、申立人は、平成14年3月にB大学C学部二部（夜間部）を卒業しているが、夜間の学部で在学している学生が学生納付特例制度の対象となったのは同年4月1日からであり、申立期間当時は同制度の対象外である。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

さらに、申立人は、学生納付特例の申請書を記載したことや承認通知書を受け取った記憶も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から50年3月まで

昭和41年3月から50年3月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、保険料納付の事実は確認できないとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、妻の保険料と一緒に自動車税、固定資産税等とまとめて、毎年5月から6月ごろに当座預金口座があるA銀行B支店の窓口で納付していたので、この期間の年金記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当座預金口座があるA銀行B支店の窓口で納付したと主張しているが、申立期間のうち、昭和41年3月から46年9月までは、市町村窓口で国民年金手帳及び国民年金印紙により納付する方式が採られていた期間であり、金融機関の窓口で納付することはできなかった。

また、申立人は、妻とともに保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月31日に払い出されており、それ以前に別の手帳記号番号が払い出され、妻が申立人と一緒に申立期間の保険料を納付していたこん跡は確認できない。

さらに、申立人と妻の結婚後の納付記録は、申立人が平成9年1月に厚生年金保険に加入するまですべて一致しており、夫婦一緒に納付していたと考えられるが、申立期間の妻の記録は未納となっていることから、申立人も同様に未納であった可能性が高い。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年8月までの期間及び48年5月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年9月から41年8月まで  
② 昭和48年5月から51年10月まで

国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については加入の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①は、会社が倒産して失業していた期間であり、失業保険を利用して国民年金保険料を納付した。

申立期間②は、怪我が原因で会社を退職した後の期間であり、国民健康保険料はすべて納付しているのに、国民年金保険料が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳、A市の記録及び社会保険庁の記録では、申立人が国民年金に加入した事実を確認することができない。

また、当時、国民年金の加入手続は市役所及びその支所において受け付けていたところ、申立人は、加入手続はB社会保険事務所で行ったとしており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、昭和47年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時に、厚生年金保険の任意継続手続をB社会保険事務所で行っていることが確認できるが、この手続をもって、国民年金の加入手続を行ったと認識している可能性も否定できない。

加えて、ほかに申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から52年ごろまで（このうちの3年間）の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から52年ごろまで（このうちの3年間）

国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については加入の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和52年ごろにA市役所B支所の窓口に行き、過去10年間分の国民年金保険料を納付しようとしたが、すべてをさかのぼって納付することはできないと言われ、3年間分の保険料を納付した。その時は、領収書は受け取らなかったし、年金手帳も持って行かなかった。

3年間分を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者記録は、社会保険庁の記録どおり、昭和42年4月1日資格喪失、61年4月1日資格取得となっており、申立期間は未加入期間であることから、申立期間に係る保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は昭和52年ごろに過去3年間分の保険料を納付したと主張しているが、当該時期は、特例納付の実施期間にも該当しないことから過去3年間分の保険料を納付することは制度上できない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を納付するに当たり、国民年金の再加入手続を行ったことは無いとしているほか、領収書はもらわなかった

としているなど、申立内容に不自然な点が見受けられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、A社を昭和 46 年 12 月に辞め、47 年 1 月から 48 年 12 月まで、B社に勤務していた。

最初の 3 か月は試用期間であったと思うが、昭和 47 年 4 月 1 日からは正社員となり、厚生年金保険にも加入していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同じ業務を担当していた同僚 4 人から事情を聴取したが、いずれの同僚も、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立人の勤務時期、雇用形態及び厚生年金保険の加入の有無については不明であるとしている。

また、当該同僚から、B社では、入社日から最長で 2 年程度の試用期間を経て正社員に採用されるまでは、厚生年金保険には加入していなかったとの証言を得ている。

さらに、申立人に係る B社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、B社は、申立人に係る当時の人事記録等の関連資料は無いとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。